

鎌情・個審議第 2 号  
平成 22 年 7 月 27 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 安富潔

個人情報保護制度における電子申請・届出システムの取扱いに対する意見について  
(答申)

鎌倉市個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、平成 22 年 7 月 21 日付け  
鎌総第 1044 号をもって諮問のありましたオンライン結合による個人情報の処理につ  
いては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人情報の収集・利用につ  
いては、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分配慮されるよう要望します。

- 1 諒問された事項に該当する事案については、今後、本審議会への諮問を要しないも  
のであるが、諒問された事項への該当について判断のつきがたい事案は、本審議会に  
意見を求めるなど慎重な対応に心掛けること。
- 2 取扱いに係る個人情報の性質に照らし、オンライン結合による個人情報の提供にあ  
たっては、瞬時かつ大量に個人情報を取扱うことが可能になるため、情報の安全性な  
ど適正な取扱いの確保に努め、個人情報の保護とセキュリティに配慮してより一層慎  
重な対応に心がけること。

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問事項

類型番号	類型	オンライン結合の理由
1	<p>電子申請・届出システムを利用し、市民等の個人情報を取り扱う場合 ただし、当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の届出の手続きがとられていること。</p>	<p>市民の利便性の向上を図るために、セキュリティに優れ、安定したシステムである神奈川電子自治体共同運営協議会の運営する「電子申請・届出システム」を利用した申請・届出事務を行うことは、公益上の必要性が認められる。</p>